

「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る SNS 情報発信イメージ

【10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です】

職場のトラブルを解決するために、設けられた道府県労働委員会。本日より3日間、解決事例をマンガでご紹介します。本日は、#配置転換 に関するトラブルです。

<https://www.mhlw.go.jp/churoi/assen/index.html>

転居を伴う異動が解決したケース

個別的労働紛争のあっせんの進め方

個別的労働紛争事例①



労使の紛争が発生
(自主解決が困難)

労働委員会へ
あっせん申請

あっせん員による
事情聴取

あっせんの実施
(あっせん案の提示)

拒否

受諾

打ち切り

解決

労働委員会が「あっせん」
して労使紛争の解決を
お手伝いします

「あっせん」は、
紛争解決のための
簡単で迅速な
手段なので
よく活用されているのよ

